

【閲覧用】

令和 6（2024）年 第 10 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 6（2024）年 10 月 10 日（木）				
開催場所	本庁 2F 多目的ホール				
開会	午後 2 時		閉会	午後 2 時 40 分	
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 46 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	7 件
	議案第 47 号	農地法第 4 条の許可申請について		許可相当	1 件
	議案第 48 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	5 件
	議案第 49 号	農用地利用集積計画（利用権設定）について		許可	11 件
	議案第 50 号	農用地利用集積計画及び配分計画について		許可	3 件
	議案第 51 号	農用地利用集積計画（所有権設定）について		許可	2 件
	議案第 52 号	農地法第 32 条の規定に基づく利用意向調査の対象農地の決定について		決定	—
	報告第 29 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	11 件
	報告第 30 号	農地転用完了等の報告について		済	—
出席委員	農業委員	18 人	農地利用 最適化推進委員	8 人	
欠席委員	農業委員		1 人		
署名委員	10 番	吉原 文明	11 番	藤田 武治	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	赤坂 征誕	主事	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	市吉 英男	

農業委員出席状況（18名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	—	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（8名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	○
2	幸崎 勲	—	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	○	19	松尾 重治	○
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	○
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	○
12	星野 弘明	○	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	○	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	○
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	—

議案第 46 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 46 号第 2 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	交換 議案第 46 号第 2 項と関連。		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(25 番推進委員：伊藤委員) 10 月 1 日に 氏と直接お話しさせていただきまして、農地の利便性を考えてお互いに交換しようということで話しをしております。その後は今まで通り耕作していくということでございます。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 46 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 46 号第 1 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	交換 議案第 46 号第 1 項と関連。		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	議案第 46 号第 1 項にて記載		
地区推進委員報告			
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 46 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			

備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12 番推進委員：星野委員) 9 月 11 日に譲受人の 氏から対面での聞き取り調査及び現地確認を行いました。聞き取りでは、当該申請地は以前から譲受人の 氏が譲渡人より頼まれて耕作されており、今回売買による所有権移転が行われるものです。 氏は現在 15 町歩の農地を耕作されており、農機具等も確保されておりますので、何ら問題は無いと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 46 号第 4 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(16 番推進委員：山本委員) 9 月 24 日に譲受人の さんから現地にて説明を受けました。譲受人は譲渡人とはいとこの関係だそうです。譲受人は現在 5 反以上耕作されております。よって何ら問題ないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 46 号第 5 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(19 番推進委員：松尾委員)		

	9月11日に譲受人の[]さんから連絡があり、説明を受けました。また議案資料をもとに申請内容と申請地を確認しました。譲受人は長年農業を営んでおり、申請のとおりであれば特に問題無いと判断しています。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第46号第6項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
譲受人	[]	耕作面積 耕作者数	[] []
譲渡人	[]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(13番推進委員：大庭委員) 9月19日に[]氏より電話にて説明を受けました。譲受人は[]に住んでおりますが、農地のある[]まで通いで耕作されとのことでした。農機具等はリースされとのことでしたので、事務局に確認しましたところ、農機具の写真、賃貸契約書の提出があり、地元生産組合への報告も行われているとのことでした。また隣接する居宅と一緒に購入されたようですので、今後の作付けについては確認が必要だと思われます。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第46号第7項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
譲受人	[]	耕作面積 耕作者数	[] []
譲渡人	[]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(29番推進委員：森田委員) 9月25日に譲受人の[]さんから説明がありました。譲渡人は[]に住んでおられますが、父親が突然亡くなって遺産相続した農地で、譲受人が将来飯塚市に帰る予定がないということで、売買の申請が出ております。現在は譲受人が利用権設定をして耕作しています。また譲受人は認定農業者でトラクター		

	など農機具は揃っており、地元の農業委員、農事区、土地改良区、生産組合の承諾も得ており、何ら問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 47 号第 1 項 農地法第 4 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (穂波支所から 500m 以内)
転用目的 施設の概要	共同住宅 1 棟 185.7 m ²		
備考	なし		
造成	最大 50cm 程度の盛土。		
進入口	東側市道から進入。		
土留め	北側、西側、南側及び東側の一部にコンクリートブロック擁壁を設置。		
被害防除	北側、西側、南側及び東側の一部に高さ 80 cm から 120 cm のメッシュフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に側溝及び雨水桝等を設置。側溝に向かって勾配をとり集水する。集水後は、雨水桝及び横断暗渠を経由し、南側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 6 年 11 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 4 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	・放流先の確保のため、自費施工にて横断暗渠の設置を行う。 (穂波支所 経済建設課へ承認申請済み)		
地区推進委員報告	(13 番推進委員：大庭委員) 9 月 19 日に建設者である [REDACTED] の [REDACTED] 氏から説明を受けました。既存農地の半分程度を利用したアパート建設を目的とした申請で、計画地周辺は農地、農道、公衆用道路と接しております。また申請地北側および西側に農地が残る形でございますが、用排水路はこれまで通りです。西側農地への被害防除については L 型擁壁の上にフェンスが設置されます。排水処理につきましては、分譲地には合併処理浄化槽を設置し、雨水排水等は既存の南側道路の排水路に横断暗渠を新設のうえ、配水する計画です。申請地周辺は転用が進んだ農地で、既に分譲が進んでおり、転用についてはやむを得ないと考えられます。なお、地元生産組合、隣接者への説明、了承も得られておりますので、計画どおり施工されれば問題ないと考えています。		
現地調査報告	(6 番農業委員：新開委員) 昨日に現地調査に行き、その後検討会を行いました。委員からの質問は		

	無く。事務局の説明通り施工されれば、何ら問題無いと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 48 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	2 種 (穂波支所から 500m 以内)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 8 棟 463.68 m ²		
備考	売買 令和 6 年 9 月 18 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大 70cm 程度の盛土工。		
進入口	北側市道から申請地内に幅 6m の道路を新設し、各区域の分譲地へはこの道路から進入。新設道路については市へ帰属。		
土留め	東側及び南側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 西側において、隣接地へ投掛けてコンクリートブロック擁壁を設置。		
被害防除	東側、西側及び南側において、高さ 80 cm のフェンスを設置。		
雨水排水	各区画、宅地内に雨水桝等を設置。新設道路等に設置される側溝及び集水桝を経由し、北側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 6 年 11 月 15 日から令和 9 年 12 月 31 日まで		
水利同意	生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 個人借入れ。出資先からの融資証明書及び残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	・ 宅地造成に伴う周辺整備のため、自費施工にて道路舗装を行う。 (穂波支所 経済建設課へ承認申請済み) ・ 申請地北側においては、市道中央から 3.25m の位置まで幅員を確保するためセットバックを行う。セットバック部分については市の帰属となる。 ・ 南側水路と造成地の間については、自費施工にて張コンクリートを行う。		
地区推進委員報告	(13 番推進委員：大庭委員) 10 月 1 日に申請者代理人の松生土地家屋調査士より説明を受けました。分譲宅地を目的とした転用申請で、計画地周辺は宅地、農道、用排水路と接しております。被害防除については申請地南側の排水路にフェンスの設置、張コンクリートを施工されるということです。排水処理につきましては合併処理		

現地調査報告	(18 番農業委員：伏原委員) 昨日、現地調査を実施しました。その後、検討会を行いました但委員の皆様からの意見はありませんでした。図面どおりであれば問題ないと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 48 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	2 種 (庄内支所から 500m 以内)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	農業用施設 農業用施設 1 棟 574 m ² 粃殻倉庫 1 棟 60.67 m ²		
備考	売買		
造成	東側、農業用施設敷については最大 50cm 程度の盛土工。 西側、育苗場敷については現況を均す程度。		
進入口	申請地中央を通る農道から、農業用施設敷へ、育苗場敷については東側及び南東側既設床板より進入。		
土留め	農業用施設敷において、西側を除く南側、北側及び東側においてコンクリートブロックを設置、西側においては既設擁壁に擦り付け。 育苗場敷においては、地盤高に変更がないため特段の施工無し。		
被害防除	特段の施工無し		
雨水排水	農業用施設敷については、申請地内に側溝及び雨水桝等を設置。 西側に 2 箇所、東側に 1 箇所設置する雨水桝を経由し既設水路へ放流。 育苗場敷については、申請地東側に集水桝を 3 箇所設置、既設水路へ放流。		
生活雑排水	農業用施設内に、洗面所（トイレ）が設置されるため、合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流		
工事計画期間	令和 6 年 11 月 10 日から令和 7 年 12 月 31 日まで		
水利同意	生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	床板：育苗場既設床板については農業利用のため占用必要なし (農業土木課へ確認済) 【検討会における質疑への回答】 質問：建設工事期間中や運用開始後の資材等搬入における農道の破損・修復について 回答：原因が明白な場合、原因者であるが修復する。		

	(庄内支所経済建設課、地元生産組合と協議済) 質問：農繁期における農道での車両利用について 回答：建設工事期間中は 4t 車、施設運用開始後は 2t 車までを使用する計画。また主に使用する農道は、不法投棄防止のため閉鎖されている農道を使用。 (庄内支所経済建設課と協議済) 質問：もみ殻置き場の飛散対策について 回答：もみ殻は野ざらしにせず、トンバックに詰め込み飛散防止対策のうえ集積する。また今後引受先を探す。
地区推進委員報告	(26 番推進委員：佐野委員) 9 月 13 日に譲受人の [REDACTED] の代表の方より連絡を受け、新開農業委員とともに説明を受けました。譲受人は意欲的に農業に取り組まれており、庄内地区や嘉麻市などにて太陽光発電と農業の共生などを実施されております。許可後は稲の育成、乾燥、もみすり、保管などの農業用設備を建築されるということです。地元生産組合の承諾を受けておられます。事務局の説明通りであれば問題無い。
現地調査報告	(4 番農業委員：高野委員) 昨日、現地を見まして検討会を行いました。事務局が補足説明されたとおり、色んな意見が出ました。しかし、事務局の説明通りに施工されれば、何ら問題は無いかと思います。
質疑・意見	(13 番農業委員：奥野委員) この農業施設は、結局はお米の苗を作ることと乾燥調製をする施設ということでしょうか。もし育苗施設なら育苗をするときには大量の水を使いますが、そういう水処理をする対策をとられているのかなという疑問があります。 (事務局) 育苗するために水を取る必要があるという質問ですが、申請者へ確認致しまして、奥野委員にお知らせさせていただきます。また、委員の皆様方にも総会にて、確認した内容を報告させていただきたいと思います。
審議結果	許可相当

議案第 48 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的	宅地分譲		

施設の概要	
備考	売買
造成	最大 50cm 程度の盛土工及び 130cm 程度の切土工。
進入口	西側及び南側市道からの進入。 南東側においては、幅 4m の位置までセットバックを行い、張りコンクリート舗装。
土留め	北側及び東側において、隣接地へ投げ掛け。 西側及び南側において、市道へ擦り付け。
被害防除	特段の施工なし。(周囲に農地不存在のため)
雨水排水	前面市道側へ勾配を取り、道路側溝へ放流。
生活雑排水	各区画に合併浄化槽を敷設し、前面市道の道路側溝へ放流。
工事計画期間	令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日まで
水利同意	農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(17 番農業委員：小山委員) 9 月 20 日、現地にてのから説明を受けました。現地は住宅が建ち並んでいる地域で他に農地はありません。道路より少し高めの場所にあり、地元農区の同意もあります。皆様のご審議のほどお願いいたします。
現地調査報告	(6 番農業委員：新開委員) 昨日、現地調査に行き、その後検討会を行いました。委員からの質問もなく、事務局の説明どおり施工されれば問題ないと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 48 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
権利内容	賃貸借権		
借主		農地区分	2 種 (10ha 未満) (農業公共投資の対象農地) (「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連担している程度に達している区域」に近接する区域内にある農地)
貸主			

転用目的 施設の概要	複合店舗 5棟 7,298.35 m ²
備考	隣接する雑種地 546.27 m ² 、宅地 1421.45 m ² 、公衆用道路及び用悪水路 799.91 m ² を含め、計画面積は 23,016.54 m ² となる。(実測値) 平成 27 年 7 月 21 日付け飯塚市告示第 360 号にて農振農用地除外済み。 令和 6 年 9 月 2 日付け都市計画法による事前審査会終了。
造成	最大 90cm 程度の盛土工及び最大 100 cm 程度の切土工。
進入口	東側国道、北側市道から 8m の進入口を設置し、敷地内へ進入。また、南側県道から 8m の進入口を二箇所設置し、敷地内へ進入。
土留め	北側（右）において、市道へ擦り付け。 北側（左）及び、西側（上）において、コンクリートブロック擁壁を設置。 西側（下）において、重力式擁壁を設置。 南側において、県道へ擦り付け。 進入口を除く東側においては、既設水路から安定勾配にて土羽を形成。 土羽部分については、法面保護のため張芝を設置。
被害防除	特段の施工なし。
雨水排水	申請地内に側溝及び雨水枳等を設置。側溝に向かって勾配をとり集水する。 集水後は、北側水路へ放流。
生活雑排水	申請地内には各棟に合併浄化槽を敷設されることとなっており、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和 6 年 11 月 11 日から令和 8 年 5 月 31 日まで
水利同意	生産組合、生産組合、生産組合の同意あり。
第 5 条 第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	・既設水路と申請地の間については、自費施工にて張コンクリートを行う。
地区推進委員報告	(12 番推進委員：星野委員) 2ha 以上の開発行為ということ、また複合店舗の建設ということもあり、地元 生産組合の役員と一緒に 8 月 7 日、21 日、25 日、9 月 11 日の 4 回に渡り申請者の代理人から詳細図面等により説明を受けました。また現地での調査も行いました。懸案事項として農道を付け替えることによる利用者の理解。夜間の照明の具合、用排水路等々色んな点について協議、慎重な審議を行ったところです。生産組合としては、特に南側県道沿いの用水路が 170m の暗渠になるため、土砂、ゴミ等で詰まったりしないか懸念されるということで、条件を付けて同意しているものです。条件としては用水路の流入口部にはスクリーンをつけて管理しやすいようにすること。また、事業者が責任をもって年 3 回の清掃・点検を行うこと。万が一詰まったときは事業者が責任をもって対処することです。また 生産組合、 生産組合からの同意も得ていることを申し添えます。以上、慎重な審議をお願いいたします。
現地調査報告	(8 番農業委員：谷口委員)

	昨日、現地調査を行い、その後検討会を行いましたが見解は何も出ませんでした。推進委員の方とも言われました通り、水利同意も 3 地区からいただいておりますので、事務局の説明どおり、計画どおりに施工されれば問題ないと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 49 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田		52,763.79 m ²	
	畑		3,556.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		56,319.79 m ²	
作物別設定面積	水稻	(3 年以下)	32,318.79 m ²	7 件
		(10 年以下)	20,445.00 m ²	3 件
		計	52,763.79 m ²	10 件
	その他	(3 年以下)	3,556.00 m ²	1 件
		計	3,556.00 m ²	1 件
	計	(3 年以下)	35,874.79 m ²	8 件
		(10 年以下)	20,445.00 m ²	3 件
		計	56,319.79 m ²	11 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 50 号 農用地利用集積計画及び配分計画について

地目別 設定面積	田		4,432.00 m ²	
	畑		0.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		4,432.00 m ²	
作物別設定面積	水稻	(10 年以下)	4,432.00 m ²	3 件
		計	4,432.00 m ²	3 件
	計	(10 年以下)	4,432.00 m ²	3 件
		計	4,432.00 m ²	3 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			

質疑・意見	なし
審議結果	決定

議案第 51 号第 1 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	譲受人 耕作面積	■■■■■■■■■■
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
所有権の移転時期	令和 6 年 10 月 25 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 51 号第 2 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	譲受人 耕作面積	■■■■■■■■■■
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
所有権の移転時期	令和 6 年 10 月 25 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 52 号 農地法第 32 条の規定に基づく利用意向調査の対象農地の決定について

理由	農業委員会は、農地法第 30 条の規定による利用状況調査の結果、農林水産省令で定めるところにより、その農地の所有者等に対し、その農業上の利用の意向についての調査を行うものとする。
対象農地	702 筆 574, 181. 22 m ²
補足説明	本調査結果につきましては、10 月 4 日に開催致しました農地パトロール報告会におきまして、各調査班から承認を受けております。
質疑・意見	なし

審議結果	決定
------	----

報告第 29 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 6 年 8 月 22 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 6 年 10 月 31 日
結果	済		

報告第 29 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 6 年 8 月 31 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 6 年 10 月 31 日
結果	済		

報告第 29 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 6 年 5 月 1 日
備考	使用借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 6 年 5 月 1 日
結果	済		

報告第 29 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			

貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年8月30日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年11月30日
結果	済		

報告第29号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年8月30日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年11月30日
結果	済		

報告第29号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年9月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年10月10日
結果	済		

報告第29号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年9月13日
備考	使用借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年9月13日
結果	済		

報告第29号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年9月17日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年9月17日
結果	済		

報告第29号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年9月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年9月20日
結果	済		

報告第29号第10項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年6月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年9月20日
結果	済		

報告第29号第11項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年9月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年9月20日

結果	済
----	---

報告第 30 号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済